

平成17年8月19日

## 平成17年度梅雨前線豪雨に係る地方交付税 (9月定例交付分)の繰上げ交付

1 平成17年度梅雨前線豪雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げて交付します。

2 繰上げ交付対象団体 (計1団体)

おぐにまち  
熊本県小国町

3 繰上げ交付額

275百万円 (9月定例交付額の50%)

4 繰上げ交付日

平成17年8月23日(火)

自治財政局財政課 出口、小鍋

TEL 03-5253-5111 (代表)

(内線 3327)

TEL 03-5253-5612 (直通)

FAX 03-5253-5615